

東剣連発第 729 号  
平成23年 3月31日

理 事  
監 事 殿  
団体会長

(財) 東京都剣道連盟  
専務理事 岡村 忠典  
(公印省略)

### 称号・段位審査規則の一部改正について

標記について、平成23年3月30日全日本剣道連盟の理事会・  
評議員会において、別紙「称号・段位審査規則の一部改正について」  
改正案のとおり決定いたしましたので、取り急ぎご送付いたします。

施行は、平成23年4月1日になっております。各団体におかれ  
ましては、三段以下審査会開催要項の受審資格について十分ご留意  
下さい。

添付書類：称号・段位審査規則の一部改正について

## 称号・段位審査規則の一部改正について

### <現行>

#### (受審資格)

第 16 条 段位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

- 1 初段 一級受有者で、中学校 2 年生以上の者
- 2 二段 初段受有後 1 年以上修業した者
- 3 三段 二段受有後 2 年以上修業した者
- 4 四段 三段受有後 3 年以上修業した者
- 5 五段 四段受有後 4 年以上修業した者
- 6 六段 五段受有後 5 年以上修業した者
- 7 七段 六段受有後 6 年以上修業した者
- 8 八段 七段受有後 10 年以上修業し、年齢 46 歳以上の者

### <改正案>

#### (受審資格)

第 16 条 段位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

- 1 初段 一級受有者で、満 13 歳以上の者
- 2 二段 初段受有後 1 年以上修業した者
- 3 三段 二段受有後 2 年以上修業した者
- 4 四段 三段受有後 3 年以上修業した者
- 5 五段 四段受有後 4 年以上修業した者
- 6 六段 五段受有後 5 年以上修業した者
- 7 七段 六段受有後 6 年以上修業した者
- 8 八段 七段受有後 10 年以上修業し、かつ、満 46 歳以上の者

附 則 (平成 23 年 3 月 15 日一部改正)

この一部を改正した規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。